

女性の職業生活における活躍の推進(実施状況)

目標

- ・職員の妻が出産する場合の父親の特別休暇取得率(5日以上取得)を平成30年度までに60%以上とする
- ・父親の育児休業取得率を平成30年度までに30%以上とする
- ・1年間の超過勤務を360時間以内とする

職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間

	27年度	28年度
4月	10.97	6.52
5月	4.48	4.85
6月	8.21	4.52
7月	9.65	3.68
8月	4.76	5.71
9月	3.89	2.55
10月	5.29	4.09
11月	4.2	2.15
12月	2.91	2.88
1月	7.26	4.95
2月	7.68	5.55
3月	7.99	7.23

育児休業取得率

	27年度中に新たに取得可能となった職員		28年度中に新たに取得可能となった職員	
	育児休業対象者数	うち育児休業取得者	育児休業対象者数	うち育児休業取得者
男性	3	0(0%)	2	0(0%)
女性	3	3(100%)	3	3(100%)

男性の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇

	27年度	28年度
対象者	3	2
出産休暇取得者	1(33%)	1(50%)
育児参加休暇取得者	1(33%)	1(50%)

27年度取得日数		28年度取得日数	
出産休暇	育児参加	出産休暇	育児参加
2	5	1	3